

国家公務員法等の一部を改正する法律案（検察庁法等関連）

前回審査時から修正した内容について

該当条項	修 正 内 容	理 由
改正後の検察庁法第9条第2項関係	条文中「職にある検事」を「職を占める検事」に修正し、「ときは、」の下に「年齢が六十三年に達した日の翌日に」を加える	他の条文と平仄を合わせ、本項の対象者を明確化するため
改正後の検察庁法第9条第3項関係	条文中「同項に規定する検事」を「年齢が六十三年に達した検事正の職を占める検事」に、「当該検事を引き続き」を「引き続き当該検事に、」に、「達したときに」を「達した日において」に、「勤務させる」を「勤務をさせる」にそれぞれ修正	同上
改正後の検察庁法第9条第4項関係	条文中「前項又はこの項」を「前項の期限又はこの項」に、「準則で定めるところにより、延長した期限」を「準則で定めるところにより、これらの期限」に、「その範囲内に第二十二条第一項に規定する退官すべき期日がある検事にあつては、延長した期限の翌日から当該退官すべき期日までの範囲内」を「その範囲内に定年に達する日がある検事にあつては、延長した期限の翌日から当該定年に達する日までの範囲内」にそれぞれ修正	・本項が引用する改正後の検察庁法第9条第3項には、期限の設定については規定しているが、期限の延長については規定されていないため ・他の条文との平仄合わせ
改正後の検察庁法第9条第5項関係	条文中「検事正として勤務させる期限を延長した」を「検事正の職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした」に、「達したときに」を「達した日において」にそれぞれ修正	同上

改正後の検察庁法第9条第6項関係	条文中「達したときに」を「達した日において」に、「勤務すべき期限の延長」を「勤務をさせる期限の設定及び延長」にそれぞれ修正	同上
改正後の検察庁法第22条第2項関係	条文中「異動期間の末日」の下に「の翌日から起算して三年を超えることができない」を加え、「次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した」を「次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした」に、「定年に達した日において次長検事又は検事長として勤務している」を「定年に達した日において当該次長検事又は検事長の官及び職を占める」にそれぞれ修正し、「これらの規定により次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した場合であつて」、「同条第二項の規定により読み替えて適用する」及び「検察庁法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する」をそれぞれ削除し、「限るもの」以下の文言を「とする」に、「前項の」を「前項本文の」に、「同条第二項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する次長検事又は検事長」を「同項ただし書に規定する職員」にそれぞれ修正	<ul style="list-style-type: none"> 他の条文との平仄合わせ 読替規定により読み替えられた条文中に読替規定の記載が不要であったため 読替後の1項本文は、定年に達した日の翌日から1年を超えない範囲内での勤務延長を認めているところ、次長検事及び検事長は2項により最大勤務延長期限は66歳までと定めている。そうすると、結局、1項本文の定年に達した日の翌日から1年を超えない範囲内で延長ができる、すなわち66歳に達した日まで最初の勤務延長が可能である旨を定めておけば、1項ただし書で「この項本文…三年を超えることができない。」という規定を置く必要がない。
改正後の検察庁法第22条第3項関係	条文中「異動期間の末日」の下に「の翌日から起算して三年を超えることができない」を加え、「検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した検事」を「検事正又は上席検察官の職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした職員」に、「定年に達した日において検事正」を「定年に達した日において	同上

	<p>て当該検事正」にそれぞれ修正し、「以下この項において同じ。」、「同法第九条第三項又は第四項の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した場合であつて」、「同法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する」及び「検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する」をそれぞれ削除し、「限るもの」以下の文言を「とする」に、「前項の」を「前項本文の」に、「同条第三項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する検事」を「同項ただし書に規定する職員」にそれぞれ修正</p>	
改正後の検察庁法22条第4項関係	条文中「次長検事及び検事長は、年齢が六十三年」を「法務大臣は、次長検事及び検事長が年齢六十三年」に、「任命される」を「任命する」にそれぞれ修正	本項の主語を「法務大臣」とし、これに伴う修正
改正後の検察庁法第22条第5項関係	条文中「当該次長検事又は検事長を引き続き」を「引き続き当該次長検事又は検事長に、」に、「達したときに」を「達した日において」に、「勤務させる」を「勤務をさせる」に、それぞれ修正	改正後の検察庁法第9条との平仄合わせ
改正後の検察庁法第22条第6項関係	条文中「前項又はこの項」を「前項の期限又はこの項」に、「内閣の定めるところにより、延長した期限」を「内閣の定めるところにより、これらの期限」に、「その範囲内に第一項に規定する退官すべき期日がある次長検事又は検事長にあつては、延長した期限の翌日から当該退官すべき期日までの範囲内」を「その範囲内に定年に達する日がある次長検事又は検事長にあつては、延長し	<ul style="list-style-type: none"> ・本項が引用する改正後の検察庁法第22条第5項には、期限の設定については規定しているが、期限の延長については規定されていないため ・他の条文との平仄合わせ

	た期限の翌日から当該定年に達する日までの範囲内」にそれぞれ修正	
改正後の検察庁法第22条第7項関係	条文中「内閣」を「法務大臣」に、「次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した」を「次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした」に、「次長検事又は検事長について」を「次長検事又は検事長については」に、「達したときに」を「達した日において」にそれぞれ修正し、「当該次長検事又は検事長が」を削除	・次長検事又は検事長が検事となるときの任命権者は法務大臣であるため
改正後の検察庁法22条第8項関係	条文中「これらの規定による検事への任命を行う」を「これらの規定により検事に任命する」に、「検事へ任命」を「検事に任命」に、「年齢六十三年に達したときに」を「年齢六十三年に達した日において」に、「勤務すべき期限の延長」を「勤務をさせる期限の設定及び延長」にそれぞれ修正	改正後の検察庁法第9条との平仄合わせ
改正後の検察官の俸給等に関する法律案附則第5条第1項関係	条文中「(次項において「特定日」という。)」を削除	第2項において「特定日」との用語を用いないこととしたため
改正後の検察官の俸給等に関する法律案附則第5条第2項関係	条文中「当分の間、」の後の「特定日」を「当該任命の日（以下この項において「任命日」という。）」に、「その者の年齢が六十三年に達した日」を「任命日の前日」に、「特定日に同項の規定により」の「特定日」を「任命日」にそれぞれ修正し、「本文」を削除	今般の修正により、改正後の検察庁法第22条第4項（修正前の同条第2項）に加え、同条第7項の規定により、63歳に達した後引き続き次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務する者が検事に任命される場合があることになったため

国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第3条関係	7項及び8項中「ほか、」以下の文言を削除し、11項を13項に移動させ、旧12項及び13項をそれぞれ11項及び12項と修正し、7項及び8項から削除した規定を14項として新設し、旧14項を15項と修正した上で同項中「(第七項及び第八項を除く。)」を削除し、旧15項を16項と修正した上で同項中「第九項」を「第十一項」に修正	項の構成を整理したもの
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第6条第11項関係	条文中「退職時に」を「検察官及び退職時に」に、「者には」を「者については」にそれぞれ修正	暫定再任用の適用除外規定を設けたことによるもの
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第8条第8項関係	条文中「附則第三条第九項」を「附則第三条第十一項」に修正	改正法附則第3条の項ずれに伴う修正
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第11条第9項関係	条文中「者には」を「者については」に修正	改正法附則第6条第11項との平仄合わせ